

返戻金制度について

当社は、紹介した方が短期退職した場合に手数料を返戻する制度を下記のように設けています。

当社が紹介した就職者が、専ら本人の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、

- (1) 採用日から1カ月以内・・・第1項の定める対価の80%
- (2) 採用日から3カ月以内・・・第1項の定める対価の50%
- (3) 採用日から6カ月以内・・・第1項の定める対価の10%

を乙は甲に返却するものとする。

※上記の範囲内で、個別に求人者等と定めます。